

社団法人 焼津青年会議所 会員資格規程

第 1 章 総 則

第 1 条 本規定はこの法人の会員資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規程する。

第 2 章 会 員

第 2 条 正会員は、本会議所の目的達成に必要な総ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 正会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。
3. 正会員は、総会に於いて各 1 個の表決権を有し、この法人の役員及び日本青年会議所役員・委員・諸団体の役員に選任される権利を有する。

第 3 章 入 会

第 3 条 入会を希望する者は、正会員 2 名の推薦を受け、所定の入会申込書に必要な書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

2. 正会員として入会を希望する者は、入会申込み年度内に達する年齢が満 37 才以下でなければならない。

第 4 条 前条の推薦者の資格は、正会員として登録後満 1 年以上経過し、総会及び例会出席率 65% 以上の正会員である事。

第 5 条 理事長は、入会資格審査を会員拡大を担当する委員会へ委託する。

第 6 条 会員拡大を担当する委員会は、推薦者と入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、正会員の意見を問い、その後理事会に答申する。

第 7 条 入会の適否は理事会で決定する。細目は入会細則による。

第 8 条 入会を希望する者は入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 理事会で承認された者は、その翌月の 1 日より正会員として登録される。
3. 新会員となった者は、自動的に会員クラブに加入しなければならない。

第 4 章 会 費 の 納 入

第 9 条 定款第 9 条に定める会費等は次の通りとする。

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 入 会 金 | 20,000円 |
| 2. 正 会 員 年 会 費 | 105,000円 |
| | 4月からの正会員 78,750円 |
| | 7月からの正会員 52,500円 |
| | 10月からの正会員 26,500円 |
| 3. 特別会員 終身会費 | 20,000円 |
| 4. 賛助会員 賛助会費 | 原則として正会員費に準ずる。
但し入会金は免除する。 |

第 10 条 年会費は、毎年 1 月の通常総会開催日迄に、納入しなければならない。但し年会費を、1 月の通常総会開催日迄と、6 月の末日の 2 期に分納する事が出来る。

第 5 章 休 会

第 11 条 病気療養、海外出張または国内転勤等により、2 ヶ月以上の長期に亘る欠席を余儀なくされる時は、休会届けを理事長宛に提出し、理事会の承認を得て休会することができる。但し休会中の会費は納入しなければならない。

第 6 章 退 会

第 12 条 退会を希望する会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 退会は退会届を提出し、理事会が承認することにより自動的に有効となる。
3. 退会届と同時に、会員証及びバッジを、理事長に返還しなければならない。
4. 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。又、会費納入の前に届出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

第 7 章 資 格 の 喪 失

- 第 13 章 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。
- (1) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
 - (2) 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3) 総会において別に定める出席又は会費納入義務を履行しないとき。
 - (4) 正会員の年度内の総会例会又は委員会の出席率が60%以下のとき。
 - (5) 年度内の総会・例会及び委員会を連続4回欠席したとき。
- 第 14 条 総会、例会及び委員会に対して通算して、欠席が連続3回に及んだ場合、理事会は当該会員に、出席勧告書を配達証明にして発送する。但し、公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、静岡ブロック協議会等の公務に関するものはこの限りではない。
2. 出席勧告書を受けた当該会員は、文書発送後15日以内に、理事長宛に理由書を提出しなければならない。
 3. 理由書の提出を受けた理事会は、理由及び状況等を検討し、当該会員に対して具体的改善命令を出す。
- 第 15 条 資格を喪失した者は、ただちに会員証及びバッジを、理事長に返還しなければならない。

第 8 章 除 名

- 第 16 条 会員が定款第11条1項1，2のいずれかに接触し理事会が確認したとき、総会において正会員の4分の3以上の同意により、その会員を除名することができる。
- 第 17 条 除名された者は、ただちに会員証及び、バッジを理事長に返還しなければならない。

第 9 章 特 別 会 員

- 第 18 条 定款第6条1項の有資格者で年齢制限に達した正会員は、特に本人より申し出のない限り終身会費を納めて特別会員となる。
- 第 19 条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

附 則

◎ 本規程は設立許可のあった日から施行する

昭和59年12月 1日施行

平成 4年 8月18日改定

平成 5年 8月17日改定

平成 6年11月15日改定

平成 7年 8月17日改定

平成10年 8月18日改定

平成19年 1月 1日改定

平成23年 1月 1日改定